



多機能型って？



A. 複数のサービスを組み合わせて指定を受けることよ。

通常の指定は、例外はあってもひとつの物件にひとつのサービスということになっているの。
[いくつかのサービス](#)を一体的に組み合わせて指定を受けることを「多機能型」って呼んでいるのよ。

たとえば、[放課後等デイサービス](#)と[児童発達支援](#)の多機能型事業所として指定を受けることが可能になってます。

多機能型事業所は、「放課後等デイサービス、児童発達支援、[自立訓練](#)、[就労移行支援](#)、[就労継続支援A型](#)、[就労継続支援B型](#)、[保育所等訪問支援](#)などの事業のうち2つ以上のサービスを組み合わせるの。

いくつかのサービスを一体的に組み合わせて行うことを言うのね。

多機能型の事業所、とは言っても、事業者の[指定](#)は[事業の種類](#)ごとに行われるのよ。

事業の追加については、事業の変更とはならないの。

その場合は当該事業の追加指定を受ける、ということになるのよ。

障がいのある[子どもの通所系サービス](#)を行う多機能型事業所なら、たとえば放課後等デイサービスと児童発達支援を行う事業所として指定を受けられるわ。

[管理者](#)と[児童発達支援管理責任者](#)は各サービスを[兼務](#)することも可能で、1日当たりの定員は10名、というかたちで指定を受けることができるわね。

ただし、障がいのある子どもの通所系サービスについては、指定権者によって大きく異なることがあるから、必ず指定権者に確認が必要になってくるのね。

《MENU》

[《受領ってなんのこと？》](#)

[《他の支援サービスは？》](#)